

町立病院 山下院長 「へき地医療貢献者表彰」受賞

この度、全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会から地域医療に尽力されて来た山下晃史院長に対し「へき地医療貢献者表彰」が贈られました。

山下氏は、平成8年4月に着任以来16年以上にわたり外来入院診療のほか小中、高等学校の学校医や入所者100名の芳生苑の嘱託医、様々な健診の導入など、さらには病棟一般病床化や院外処方、大規模改修事業などに取り組み、経鼻内視鏡や電子カルテなど最新医療機器も積極的に導入してきました。こうした功績が認められ、今回の受賞となりました。



日常の診察の様子



伝達の様子

9月25日(火)には、伊藤町長より表彰状が伝達されました。

年金あれこれ

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成24年中に国民年金保険料を納付されたかたには、控除証明書が10月下旬から11月上旬または翌年1月下旬に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

2. 毎年10月下旬から11月上旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構本部から送付されます。

証明書の内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

※平成24年1月1日から平成24年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付されたかた

3. 1月下旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付するかたについては、翌年1月下旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成24年中に国民年金の保険料を納付したかたの全員にこの証明書が送付されます。

※平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付されたかた

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

○ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金